

# 福岡県公報

令和3年6月18日  
第 209 号

## 目 次

### 告 示 (第630号 - 第637号)

○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	1
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○指定代理納付者の指定	(教育庁社会教育課)	2
○指定代理納付者の指定	(教育庁社会教育課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○財政事情の公表	(財 政 課)	4
○令和3年度クリーニング師試験の実施について	(生活衛生課)	53
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	54
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	54
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	55
○一般競争入札の実施	(県営住宅課)	56
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	59
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	59
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	59

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	59
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	59
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	60

### 公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	60
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	62
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	64

### 再 掲

○特定危険薬物の指定	(薬 務 課)	65
------------	---------	----

## 告 示

### 福岡県告示第630号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
福岡市東区奈多二丁目1218の2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第631号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上山田	嘉麻市上山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面1は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第632号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御徳3	鞍手郡小竹町大字御徳及び飯塚市勢田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を小竹町役場及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第633号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御徳3	鞍手郡小竹町大字御徳及び飯塚市勢田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は小竹町役場及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第634号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	178	宗像市本郷1-3-1 宗像交通安全協会会館内 宗像交通安全協会 会長 吉武邦彦	宗像市本郷1-3-1 宗像交通安全協会会館内	令和3年5月21日
旧事項	178	宗像市本郷1-3-1 宗像交通安全協会会館内 宗像交通安全協会 会長 阿部弘樹	宗像市本郷1-3-1 宗像交通安全協会会館内	

**福岡県告示第635号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ジェーシービー

## (2) 所在地

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

## 2 指定した日

令和3年4月1日

## 3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4 対象となる歳入

福岡県立美術館使用料

福岡県立図書館資料複写手数料

雑入

## 福岡県告示第636号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

## (1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

## (2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

## 2 指定した日

令和3年4月1日

## 3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4 対象となる歳入

福岡県立美術館使用料

福岡県立図書館資料複写手数料

雑入

## 福岡県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	薦野間線	前	古賀市薦野1370番7先から 古賀市薦野1250番1先まで	10.0 ～ 32.0	370.0
			後	古賀市薦野1370番7先から 古賀市薦野1250番1先まで	10.0 ～ 32.0	370.0

## 公 告

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市大門字池ノ上59番3

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市南風台七丁目4番35号

日高 竜一

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、福岡県財政事情（第144回）を次のとおり公表する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 目 次

第1 令和3年度当初予算の状況	
I 概要	3
II 一般会計	3
(1) 歳入予算	3
(2) 歳出予算	7
III 特別会計	15
第2 令和2年度下半期歳入歳出予算の状況	
I 概要	16
II 一般会計	17
(1) 歳入予算	17
(2) 歳出予算	21
III 特別会計	25
第3 県民負担の状況等	
I 県民負担の状況	27
II 一時借入金	27
第4 公営企業会計の状況	
I 電気事業会計	28
II 工業用水道事業会計	32
III 工業用地造成事業会計	37
IV 病院事業会計	42
V 下水道事業会計	46

(注) 資料に掲載している表やグラフについて、計数の表示単位未満を四捨五入しているため、積上げと合計が一致しない箇所があります。

## 第1 令和3年度当初予算の状況

### I 概要

令和3年度当初予算においては、令和2年度2月補正（総合経済対策）と一体となった14か月予算を編成し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、医療提供体制強化、地域経済の立直しに取り組むとともに、ポストコロナに向け、新たなスタートダッシュが切れるよう、「新たな成長産業の創出」、「人と企業の新たな受け皿づくり」、「将来の発展基盤の充実と安全・安心で災害に強い福岡県の実現」に取り組みます。

併せて、財政改革プラン2017に沿って、財政の健全化を着実に推進します。  
その結果、令和3年度の当初予算は、次表のとおり一般会計で2兆1,361億3,813万円、特別会計で9,448億9,653万円、両会計合計で3兆810億3,466万円と、令和2年度当初予算と比較して2,735億2,588万円、9.7%の増となっており、一般歳出（一般会計歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。）では1兆5,490億203万円と、前年度に比べ2,822億9,539万円、22.3%の増となっています。

### 令和3年度 歳入歳出予算総括表

(単位：千円，%)

会計区分	令和3年度(当初)歳入歳出予算(A)	令和2年度(当初)歳入歳出予算(B)	差引増減(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
一般会計	( 1,549,002,032 ) 2,136,138,128	( 1,266,706,643 ) 1,851,724,148	( 282,295,389 ) 284,413,980	( 122.3 ) 115.4
特別会計	944,896,530	955,784,629	△ 10,888,099	98.9
計	3,081,034,658	2,807,508,777	273,525,881	109.7

(注) 一般会計の上段( )書は一般会計のうちの一般歳出(歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。)である。

以下、令和3年度当初予算における各予算項目ごとに概要を説明します。

### II 一般会計

令和3年度の歳入歳出予算の状況は、総額において前年度当初予算に比べて、2,844億1,398万円、15.4%の増となっています。

#### (1) 歳入予算

歳入予算の目的別分類は、次のとおりです。

### 令和3年度一般会計歳入予算

(単位：千円，%)

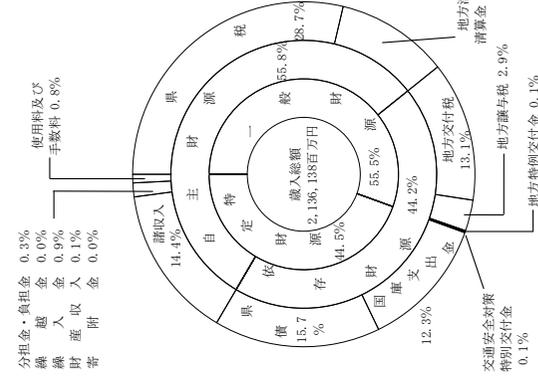
款 別	令和3年度		令和2年度		比 較 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
1. 県 税	612,022,983	28.7	655,618,226	35.4	△ 43,595,243	93.4
2. 地方消費税清算金	225,728,195	10.6	234,452,139	12.7	△ 8,723,944	96.3
3. 地方譲与税	61,879,561	2.9	95,900,496	5.2	△ 34,020,935	64.5
4. 地方特例交付金	2,871,079	0.1	2,475,208	0.1	395,871	116.0
5. 地方交付税	280,234,571	13.1	251,858,319	13.6	28,376,252	111.3
6. 交通安全対策特別交付金	1,157,677	0.1	1,211,937	0.1	△ 54,260	95.5
7. 分担金及び負担金	5,982,999	0.3	7,620,767	0.4	△ 1,637,768	78.5
8. 使用料及び手数料	17,126,752	0.8	17,501,977	0.9	△ 375,225	97.9

9. 国庫支出金	263,078,470	12.3	206,090,460	56,988,010	127.7
10. 財産収入金	2,573,297	0.1	2,422,780	150,517	106.2
11. 寄附金	64,985	0.0	65,177	△ 192	99.7
12. 繰上り金	20,723,217	0.9	21,237,425	△ 514,208	97.6
13. 繰越金	1	0.0	1	0	100.0
14. 諸収入	307,819,241	14.4	132,849,936	174,969,305	231.7
15. 県債	334,875,100	15.7	222,419,300	112,455,800	150.6
歳入合計	2,136,138,128	100.0	1,851,724,148	284,413,980	115.4

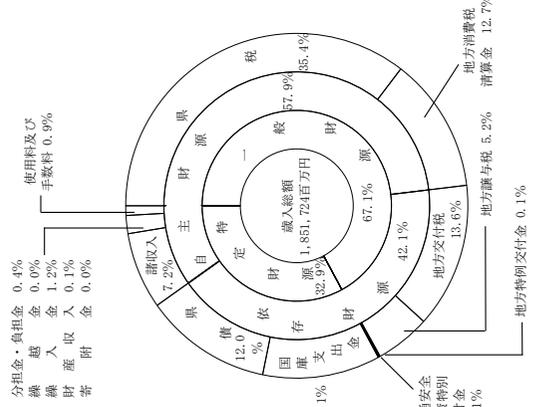
これを性質別に分類しますと次のとおりです。

### 歳入予算の性質別構成図

令和3年度



令和2年度



### ○県税

県税は、県の行政活動を賄うための財源として最も大きいもので、地方税法及び県税条例に基づき県民及び県内に事務所、工場を有する法人等に納めていただくものです。本年度の予算額は、6,120億2,298万円の前年度当初予算に比べ、435億9,524万円、6.6%の減となっております。前年度に比べ減少したのは、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものです。

社会保障費の財源として令和元年10月1日より消費税率は8%から10%に引き上げられました。

本県では、消費税率引上げに伴う地方消費税増収分約624億円を、子ども・子育てや高等教育の無償化、医療・介護などの社会保障施策の一部に活用しています。

#### 【主なもの】

- 子ども・子育て分野
  - ・ 保育所、放課後児童クラブの運営費
  - ・ 一時預かり事業、延長保育事業への支援
- 幼稚園、保育所などの保育料無償化を実施
  - ・ 難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大
- 医療・介護分野
  - ・ 国民健康保険などにおける低所得者の方々に対する保険料軽減措置の拡充
  - ・ 難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大
- 高等教育の無償化
  - ・ 県立公立大学法人や私立専門学校の授業料等を減免

なお、税目別内訳は次のとおりです。

令和3年度県税当初予算内訳

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		比較	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	(A)/(B) × 100
普通	611,033,210	99.9	654,359,512	99.8	△ 43,326,302	93.4
県民税	151,576,060	24.7	157,681,800	24.0	△ 6,105,740	96.1
{個人	138,510,147	22.6	137,887,802	21.0	622,345	100.5
{法人	12,310,445	2.0	19,036,139	2.9	△ 6,725,694	64.7
{子	755,468	0.1	757,859	0.1	△ 2,391	99.7
{事業	124,704,824	20.5	153,147,065	23.4	△ 28,442,241	81.4
{個人	6,638,287	1.2	7,460,852	1.2	△ 822,565	89.0
{法人	118,066,537	19.3	145,686,213	22.2	△ 27,619,676	81.0
{地方消費税	211,682,490	34.6	214,970,294	32.8	△ 3,287,804	98.5
{不動産取得税	15,370,387	2.5	17,035,122	2.6	△ 1,664,735	90.2
{県たばこ	5,741,040	0.9	5,899,088	0.9	△ 158,048	97.3
{ゴルフ場利用税	989,886	0.2	1,034,261	0.2	△ 44,375	95.7
{軽油引取税	37,158,511	6.1	39,658,020	6.0	△ 2,499,509	93.7
{自動車税	63,741,727	10.4	64,759,437	9.9	△ 1,017,710	98.4
{鉦区税	4,259	0.0	4,519	0.0	△ 260	94.2
{旧法による税(自動車税)	64,026	0.0	169,906	0.0	△ 105,880	37.7
{目的税	989,773	0.1	1,258,714	0.2	△ 268,941	78.6
{狩猟	18,003	0.0	18,282	0.0	△ 279	98.5
{産業廃棄物	159,505	0.0	185,023	0.0	△ 25,518	86.2
{宿泊	812,265	0.1	1,055,409	0.2	△ 243,144	77.0
合計	612,022,983	100.0	655,618,226	100.0	△ 43,595,243	93.4

○ 地方消費税清算金

地方消費税清算金は、平成9年4月1日から地方分権の推進や地域福祉の充実等を図ることを目的とし地方消費税が創設されたことに伴い、地方消費税が最終的に消費された都道府県の収入になるよう、いくつかの消費に関する指標に基づき都道府県間で清算を行い交付されます。  
本年年度の予算額は、2,257億2,820万円で前年度当初予算に比べ、87億2,394万円の減となっております。

○ 地方譲与税

地方譲与税は、国税として収入した特定の特定の税について、一定の基準により地方公共団体に譲与されるもので、本県関係では、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税(地方道路譲与税)、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税があります。  
特別法人事業譲与税は、法人事業税の一部を分離し国税(特別法人事業税)とした上で、その収入額について人口を基準に都道府県に譲与するものとして、令和元年度に創設されました。これにより、令和3年度当初予算における法人事業税が446億1,146万円減少したのに対し、特別法人事業譲与税が575億1,496万円譲与されることとなっております。  
本年年度の予算額は、618億7,956万円で前年度当初予算に比べ、340億2,094万円の減となっております。

## ○地方特例交付金

地方特例交付金は、地方財政の運営上支障が生じないよう地方財政対策の中で講じられる補てん措置で、平成20年度から創設された住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）による個人住民税の減収額と令和元年度から創設された自動車税環境性能割の臨時的軽減による自動車税の減収額を補てんするための地方特例交付金があります。

本年度の予算額は、28億7,108万円の前年度当初予算に比べ、3億9,587万円の増となっております。

## ○地方交付税

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、各地方公共団体について合理的かつ妥当な水準における行政を行うための一般財源所要額として算定された基準財政需要額が、同じくあるべき税収入として算定された基準財政収入額を超える場合に、その超える額を基礎として交付されます。

令和3年度地方財政計画においては、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、令和2年度に引き続き、一般行政経費に「まち・ひと・しごと創生事業費」を1兆円計上しています。

一方、特別交付税は、災害の発生など、普通交付税の算定で捕捉されなかった特別な財政事情を考慮して交付されます。

本年度の予算額は、普通交付税2,762億3,457万円、特別交付税40億円、計2,802億3,457万円で、前年度当初予算に比べ、283億7,625万円の増となっております。

## ○国庫支出金

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費の負担区分に従って支出される国の負担金、補助金及び委託金の総称で、本年度の予算額は、2,630億7,847万円で前年度当初予算に比べ、569億8,801万円の増となっております。

その内容は、次のとおりです。

## 令和3年度国庫支出金当初予算内訳

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		比	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
義務教育費負担金	37,553,853	14.3	37,707,572	17.5	△ 153,719	99.6
生活保護費負担金	23,155,035	8.8	21,949,305	10.6	1,205,730	105.5
児童保護費負担金	4,029,965	1.5	4,866,546	2.8	△ 836,581	82.8
普通建設事業費支出金	65,525,277	24.9	69,200,562	31.0	△ 3,675,285	94.7
災害復旧事業費支出金	9,602,389	3.7	10,939,969	12.0	△ 1,337,580	87.8
委託金	6,724,867	2.6	6,172,248	2.9	552,619	109.0
その他	116,487,084	44.2	55,254,258	23.2	61,232,826	210.8
合計	263,078,470	100.0	206,090,460	100.0	56,988,010	127.7

前年度と比較して増加額の大きなものは、その他で612億3,283万円ですが、これは新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増によるものです。

## ○繰入金

繰入金とは、地方公共団体の一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表すものです。

本年度の予算額は207億2,322万円の前年度当初予算に比べ5億1,421万円の減となっております。

## ○県債

県債は、県が実施する公共施設の建設事業、災害復旧事業等の財源とするための長期の借入金ですが、本年度の予算額は、3,348億7,510万円の前年度に比べ、1,124億5,580万円、50.6%の増となっております。

なお、県債の目的別内訳は、次のとおりです。

**令和3年度県債当初予算内訳**

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度		令和2年度		比 較 (A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
1. 総務債	5,983,900	1.8	7,466,900	3.4	△ 1,483,000	80.1
2. 保健債	1,417,000	0.4	2,941,100	1.3	△ 1,524,100	48.2
3. 環境債	520,200	0.2	531,700	0.2	△ 11,500	97.8
4. 生活労働債	4,028,100	1.2	1,931,300	0.9	2,096,800	208.6
5. 農林水産業債	15,731,600	4.7	16,247,800	7.3	△ 516,200	96.8
6. 商工債	60,033,600	17.9	81,300	0.0	59,952,300	73,842.1
7. 県土整備債	80,298,400	24.0	87,201,500	39.2	△ 6,903,100	92.1
8. 警察債	4,699,600	1.4	4,009,400	1.8	690,200	117.2
9. 教育債	13,358,000	4.0	12,769,700	5.7	588,300	104.6
10. 災害復旧債	5,737,800	1.7	4,904,100	2.2	833,700	117.0
11. 転貸債	119,000	0.1	1,165,500	0.5	△ 1,046,500	10.2
12. 退職手当債	1,123,900	0.3	2,801,000	1.3	△ 1,677,100	40.1
13. 臨時財政対策債	139,703,000	41.7	76,199,000	34.3	63,504,000	183.3
14. 調整債	2,121,000	0.6	4,169,000	1.9	△ 2,048,000	50.9
合 計	334,875,100	100.0	222,419,300	100.0	112,455,800	150.6

前年度と比較して増加額の大きなものは、臨時財政対策債で、635億400万円の増となつています。これは、令和2年度から令和4年度までの間、財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められるものです。  
また、商工債も、599億5,230万円の増となっています。これは、中小企業振興資金融資事業債の増によるものです。

**(2) 歳出予算**

歳出予算の目的別分類は、次のとおりです。

**令和3年度一般会計歳出予算**

(単位：千円，%)

款 別	令和3年度		令和2年度		比 較 (A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
1. 議会費	2,966,638	0.1	3,040,236	0.2	△ 73,598	97.6
2. 総務費	62,113,515	2.9	59,622,200	3.2	2,491,315	104.2
3. 保健費	286,756,573	13.4	231,931,215	12.5	54,825,358	123.6
4. 環境費	3,185,595	0.2	3,277,831	0.2	△ 92,236	97.2
5. 生活労働費	172,413,808	8.1	169,104,214	9.1	3,309,594	102.0
6. 農林水産業費	56,398,111	2.6	61,581,688	3.3	△ 5,183,577	91.6
7. 商工費	373,645,413	17.5	123,146,911	6.7	250,498,502	303.4
8. 県土整備費	142,918,425	6.7	158,123,945	8.5	△ 15,205,520	90.4
9. 警察費	130,569,751	6.1	128,977,401	7.0	1,592,350	101.2
10. 教育費	318,531,956	14.9	323,168,605	17.5	△ 4,636,649	98.6
11. 災害復旧費	16,662,629	0.8	18,345,130	1.0	△ 1,682,501	90.8

12. 公債費	229,637,143	10.8	226,470,838	12.2	3,166,305	101.4
13. 諸支出金	( 27,530,372 )	15.9	( 25,644,362 )	18.6	( 1,886,010 )	98.7
14. 予備費	340,138,571	0.0	344,733,934	0.0	△ 4,595,363	100.0
歳出合計	( 1,823,529,929 )	100.0	( 1,532,634,576 )	100.0	( 290,895,353 )	115.4
	2,136,138,128		1,851,724,148		284,413,980	

(注) 上段( ) 書は地方消費税清算金及び地方消費税交付金を除く場合である。

この表に示すとおり、構成比においては、商工費が17.5%で最も大きく、以下諸支出金15.9%、教育費14.9%、保健費13.4%、公債費10.8%、生活労働費8.1%の順になっています。

前年度に比較して増加した主なものは、商工費2,504億9,850万円、保健費548億2,536万円であり、減少した主なものは、県土整備費152億552万円、農林水産業費51億8,358万円です。

増加の主なものとしては、商工費は中小企業振興資金融資費の増、保健費は感染症予防費の増が挙げられます。

減少の主なものとしては、県土整備費は河川災害復旧等関連緊急事業費の減、農林水産業費は農業水利施設保全対策事業費の減が挙げられます。

#### ○総務費

この経費は、県の一般的な管理事務、地域振興及び県税の賦課徴収に要する経費のほか、市町村の振興や防災対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

#### 総務費の内容

(単位：千円、%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 総務管理費	25,651,254	41.3	22,376,939	37.5	一般管理費 9,376,369 人事管理費 6,938,267 諸費 7,028,293
2. 企画費	13,514,832	21.8	14,361,969	24.1	企画総務費 2,000,709 地域振興費 7,445,632 情報化推進費 2,382,438 国際政策推進費 809,340
3. 徴税費	15,563,173	25.0	15,695,877	26.3	税務総務費 4,970,744 賦課徴収費 10,592,429
4. 市町村振興費	2,015,707	3.2	1,946,339	3.3	自治振興費 1,594,402
5. 選挙費	2,434,741	3.9	107,550	0.2	衆議院議員総選挙費 2,315,790
6. 防災費	1,404,064	2.3	1,446,343	2.4	防災総務費 762,432
7. 統計調査費	925,996	1.5	3,087,001	5.2	統計調査総務費 384,895 委託統計費 538,587
8. 人事委員会費	250,887	0.4	250,337	0.4	事務局費 240,862
9. 監査委員費	352,861	0.6	349,845	0.6	事務局費 329,841
合計	62,113,515	100.0	59,622,200	100.0	

○保健費

この経費は、県民の健康の保持増進を図るための経費で、主な経費は、医療及び介護保険制度の施行に要する経費をはじめ、医療確保対策、精神保健対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

保健費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 保健企画費	7,445,496	2.6	7,436,214	3.2	保健総務費 6,762,675 病院費 600,875
2. 健康対策費	11,793,956	4.1	11,167,137	4.8	健康対策総務費 3,302,203 難病等対策費 4,809,565 母子保健費 2,082,211
3. 生活衛生費	52,588,951	18.3	1,797,484	0.8	生活衛生総務費 422,036 動物管理費 321,656 結核感染症対策費 51,579,099
4. 医薬費	16,477,329	5.7	12,996,032	5.6	医薬総務費 445,890 医務費 14,363,535 保健師等指導管理費 1,436,991
5. 医療介護費	187,415,125	65.4	185,543,686	80.0	医療介護総務費 77,772,891 国民健康保険連絡調整費 47,742,089 介護費 61,900,145
6. 高齢者支援費	11,035,716	3.9	12,990,662	5.6	高齢在宅費 4,493,886 高齢施設費 6,146,349
合計	286,756,573	100.0	231,931,215	100.0	

○環境費

この経費は、環境保全等を図るための経費で、循環型社会の形成、公害対策、廃棄物対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

環境費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 環境費	3,185,595	100.0	3,277,831	100.0	環境総務費 1,830,816 廃棄物対策費 835,118 自然環境費 305,484

## ○生活労働費

この経費は、生活保護をはじめ、障がい福祉、児童福祉及び県民生活対策に要する経費のほか、労働力需給の安定確保や職業訓練等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 生活労働費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 県民生活費	9,626,843	5.6	9,169,193	5.4	県民生活総務費 1,976,998 県民生活対策費 7,649,845
2. 福祉企画費	3,754,558	2.2	3,486,529	2.1	福祉総務費 2,734,416 災害救助費 1,020,142
3. 児童家庭費	60,125,646	34.9	59,767,308	35.3	児童家庭総務費 9,977,132 児童措置費 48,533,897 児童福祉施設費 1,309,410
4. 障がい者福祉費	47,136,550	27.3	46,646,401	27.6	障がい総務費 1,674,436 障がい在宅費 6,845,217 障がい措置費 37,982,175
5. 生活保護費	35,028,079	20.3	33,223,942	19.7	生活保護総務費 2,870,311 扶助費 32,157,768
6. 社会福祉費	10,776,320	6.2	10,535,630	6.2	子ども等医療対策費 9,842,201
7. 労働企画費	1,493,823	0.9	1,772,377	1.1	労働総務費 1,201,188
8. 職業訓練費	3,935,054	2.3	3,935,907	2.3	職業訓練総務費 1,457,350 職業訓練費 2,477,704
9. 失業対策費	302,793	0.2	329,674	0.2	雇用促進費 302,793
10. 労働委員会費	234,142	0.1	237,253	0.1	事務局費 168,222
合計	172,413,808	100.0	169,104,214	100.0	

## ○農林水産業費

この経費は、農業、林業、水産業の振興対策及び指導育成等に要する経費です。主な経費は、農業関係では、農業振興、農業改良普及、畜産振興及び土地改良等に要する経費、林業関係では、森林整備や治山事業に要する経費、水産業関係では、水産業振興や漁港建設に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 農林水産業費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 農林水産業企画費	8,685,617	15.4	8,193,542	13.3	農林水産業総務費 4,428,109 農山漁村振興費 2,730,199
2. 農業費	10,471,245	18.6	11,512,581	18.7	農業総務費 4,758,055 園芸振興費 2,781,292 水田農業振興費 2,793,879

3. 畜産業費	1,720,307	3.1	1,798,595	2.9	畜産振興費	895,150
4. 農地費	14,296,785	25.3	17,773,533	28.9	農村整備費	12,579,246
5. 林業費	14,462,971	25.6	14,513,653	23.6	林業総務費	1,482,395
					森林整備費	3,174,351
					治山費	5,843,286
					森林環境費	3,035,104
6. 水産業費	6,761,186	12.0	7,789,784	12.6	水産業総務費	1,123,824
					水産業振興費	3,770,037
合計	56,398,111	100.0	61,581,688	100.0	漁港建設費	1,191,905

○商工費

この経費は、商業、鉱工業及び観光の振興を図るための経費で、主な経費は、中小企業者への資金融資、小規模事業者の経営指導、先端成長産業の育成・集積等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

商工費の内容

(単位：千円、%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 商業費	365,592,733	97.9	114,498,454	93.0	商業総務費 360,482,799 商業振興費 4,947,948
2. 工鉱業費	5,754,461	1.5	6,155,047	5.0	工鉱業総務費 1,910,126 工鉱業振興費 1,593,358 企業立地対策費 1,772,870
3. 観光費	2,298,219	0.6	2,493,410	2.0	観光費 2,298,219
合計	373,645,413	100.0	123,146,911	100.0	

○県土整備費

この経費は、生活環境関連社会資本の整備拡充及び県土保全を図るための経費で、主な経費は、道路新設改良をはじめ、橋りょう新設改良、道路維持、河川改良、港湾建設、街路事業、公園整備、公営住宅の建設及び水資源対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

県土整備費の内容

(単位：千円、%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 県土整備企画費	4,071,819	2.8	4,070,417	2.6	県土整備総務費 2,492,352 建築総務費 1,256,544
2. 道路橋りょう費	57,732,712	40.4	64,074,080	40.5	道路橋りょう総務費 4,955,133
					道路維持費 7,844,173
					道路新設改良費 38,702,859
					橋りょう維持費 3,906,644
					橋りょう新設改良費 2,323,903

3. 河川海岸費	45,945,274	32.1	54,901,213	34.7	河川総務費 河川改良費 砂防費 海岸保全費	4,822,356 30,621,695 9,461,972 1,029,374
4. 港湾費	4,216,368	3.0	3,656,682	2.3	港湾建設費	3,720,785
5. 都市計画費	16,506,275	11.6	18,595,721	11.8	都市計画総務費 御路事業費 公園費	1,674,565 9,845,919 3,075,883
6. 住宅費	6,393,960	4.5	6,321,173	4.0	流域下水道事業費 住宅建設費	1,899,238 6,108,908
7. 県営埠頭施設整備運営事業費	1,861,535	1.3	2,316,957	1.5	県営埠頭施設整備運営事業費	1,861,535
8. 水資源対策費	6,190,482	4.3	4,187,702	2.6	水資源開発促進費 水道整備費	276,282 5,914,200
合計	142,918,425	100.0	158,123,945	100.0		

## ○警察費

この経費は、県民生活の安全を守り、公共の秩序を維持するために要する経費で、主な経費は、道路交通安全施設の整備及び警察行政等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 警察費の内容

(単位：千円、%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
1. 警察管理費	127,080,882	97.3	125,198,399	97.1	警察本部費 装備費 警察施設費 運転免許費	113,562,063 1,376,038 8,995,213 3,021,143
2. 警察活動費	3,488,869	2.7	3,779,002	2.9	一般警察活動費 刑事警察費 交通指導取締費	1,669,082 932,417 887,370
合計	130,569,751	100.0	128,977,401	100.0		

## ○教育費

この経費は、小学校、中学校、高等学校、高等学校、特別支援学校、大学等の学校教育をはじめ、社会教育を含めた広範な教育振興を図るための経費です。主な経費の内容は、小・中学校、高等学校等の教職員の人件費が大半を占めています。また、教育内容充実のための教育施設の整備費、私学教育の振興を図るための補助金、放課後対策を進めるための補助金等が含まれています。予算の内容は、次のとおりです。

教育費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 教育総務費	37,286,591	11.7	39,184,066	12.1	事務局費 3,226,258 教職員人事費 21,771,987 教育振興費 11,383,750 福利厚生費 648,680 教育センター費 163,262
2. 小学校費	79,330,482	24.9	80,641,322	25.0	教職員費 79,330,482
3. 中学校費	46,200,930	14.5	46,957,208	14.5	教職員費 46,166,647
4. 高等学校費	63,769,519	20.0	63,379,342	19.6	高等学校総務費 48,743,822 全日制高等学校管理費 3,515,208 学校建設費 10,941,795
5. 特別支援学校費	20,389,017	6.4	20,747,925	6.4	特別支援学校費 17,441,567 教育振興費 2,130,345
6. 社会教育費	3,722,502	1.2	3,748,314	1.2	社会教育総務費 2,028,462 社会教育施設費 641,371 文化財保護費 397,141
7. 保健体育費	2,474,415	0.8	2,321,939	0.7	保健体育総務費 794,694 体育施設費 1,057,710
8. 大学費	4,355,891	1.4	4,299,400	1.3	女子大学費 1,314,051 歯科大学費 1,810,212 県立大学費 1,226,017
9. 私立学校費	57,423,068	18.0	58,419,243	18.1	私立学校振興対策費 57,414,575
10. 青少年費	3,579,541	1.1	3,469,846	1.1	青少年育成費 3,579,541
合計	318,531,956	100.0	323,168,605	100.0	

○災害復旧費

この経費は、耕地及び土木施設等の災害復旧に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

災害復旧費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 農林水産施設 害復旧費	6,026,325	36.2	7,932,757	43.2	耕地災害復旧費 5,265,032
2. 土木施設 害復旧費	10,636,304	63.8	10,164,986	55.4	河川等災害復旧費 8,025,277
3. 庁舎復旧費	—	—	247,387	1.4	
合計	16,662,629	100.0	18,345,130	100.0	

○その他の経費

(1) 議会費 この経費は、県議会の議会活動に必要な経費です。

(2) 公債費 この経費は、県債の元利償還に要する経費、一時借入金の支払利息及び県債発行に要する経費です。

(3) 諸支出金 この経費は、北九州市及び福岡市に対する個人県民税所得割交付金4億5,345万円、市町村に対する利子割交付金4億4,875万円、市町村に対する配当割交付金25億4,059万円、市町村に対する株式等譲渡所得割交付金28億3,649万円、市町村に対する法人事業税交付金86億691万円、都道府県の地方消費税清算金1,987億7,907万円、市町村に対する地方消費税交付金1,138億2,913万円、ゴルフ場利用税交付金6億8,721万円、北九州市及び福岡市に対する軽油引取税交付金98億4,683万円、市町村に対する環境性能割交付金21億1,015万円等です。

(4) 予備費

この経費は、予算外の支出又は予算超過に充てるための経費です。

以上が目的別の経費の内訳ですが、これを経費の性質別に分類すると次のとおりです。

### 令和3年度一般会計歳出予算性質別内容

(単位：千円，%)

区分	令和3年度		令和2年度		比 較 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$ (B)
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 人件費	389,031,757	18.2	393,162,685	21.2	△ 4,130,928
2. 物件費	54,766,940	2.6	47,852,029	2.6	6,914,911
3. 維持補修費	2,868,076	0.2	2,947,938	0.2	△ 79,862
4. 扶助費	60,058,420	2.8	56,734,278	3.1	3,324,142
5. 補助費等	789,068,235	36.9	727,781,143	39.3	61,287,092
6. 投資的経費	224,395,733	10.5	240,569,720	13.0	△ 16,173,987
(イ) 普通建設事業費	207,739,146	9.7	222,231,063	12.0	△ 14,491,917
(ロ) 災害復旧事業費	16,656,587	0.8	18,338,657	1.0	△ 1,682,070
7. 公債償還費	229,273,837	10.7	225,917,251	12.2	3,356,586
8. 投資及び出資金	269,665	0.0	3,105,328	0.2	△ 2,835,663
9. 積立金	7,984,514	0.4	8,447,784	0.4	△ 463,270
10. 貸付金	345,499,610	16.2	109,598,556	5.9	235,901,054
11. 繰出金	32,721,341	1.5	35,407,436	1.9	△ 2,686,095
12. 予備費	200,000	0.0	200,000	0.0	0
合計	2,136,138,128	100.0	1,851,724,148	100.0	284,413,980

主な区分の前年度当初予算との比較は、次のとおりです。

補助費等は、入院病床確保等の新型コロナウイルス感染症対策により612億8,709万円の増となっています。

貸付金は、制度融資枠の拡大等により、2,359億105万円の増となっています。

普通建設事業費は、補助公共事業費、直轄事業負担金で150億4,474万円の減、県単独公共事業費で5億5,282万円の増となっています。

公債償還費は、県債元金償還金の増により、33億5,659万円の増となっています。

### Ⅲ 特別会計

令和3年度における地方公営企業法の適用を受けない特別会計は、14会計あります。これらの特別会計の予算状況は、次のとおりです。

#### 令和3年度特別会計予算

(単位：千円)

会計名	当初予算		差引 (A) - (B)
	令和3年度(A)	令和2年度(B)	
財政調整基金	5,014	10,630	△ 5,616
公債管理	467,897,746	469,489,725	△ 1,591,979
市町村振興基金	14,195	15,042	△ 847
国民健康保険	458,978,298	467,168,821	△ 8,190,523
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	472,769	446,132	26,637
災害救助基金	1,254	1,273	△ 19
就農支援資金貸付事業	48,329	54,672	△ 6,343
県営林造成事業	332,872	335,157	△ 2,285
林業改善資金助成事業	100,733	100,788	△ 55
沿岸漁業改善資金助成事業	95,482	104,274	△ 8,792
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	944,771	1,706,767	△ 761,996
公用地先行取得事業	1,121	1,189	△ 68
県営埠頭施設整備運営事業	9,070,305	9,345,010	△ 274,705
住宅管理	6,933,641	7,005,149	△ 71,508
合計	944,896,530	955,784,629	△ 10,888,099

## 第2 令和2年度下半期歳入歳出予算の状況

## I 概要

令和2年度上半期の財政状況につきましては、令和2年12月の「福岡県財政事情」で公表したところですが、今回は、令和2年度下半期の財政状況について説明いたします。

令和2年度の歳入歳出予算は、次のとおりです。

## 令和2年度予算の対前年度比較

(単位：千円、%)

区分	上半期予算額	下半期予算額	令和2年度 最終予算額(A)	令和元年度 最終予算額(B)	比較	
					(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
一般会計	2,266,121,472	297,471,910	2,563,593,382	1,904,929,788	658,663,594	134.6
特別会計	957,756,717	△ 5,781,464	951,975,253	961,043,131	△ 9,067,878	99.1
計	3,223,878,189	291,690,446	3,515,568,635	2,865,972,919	649,595,716	122.7

(注) 上半期予算額及び令和元年度最終予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

令和2年度上半期予算額は、一般会計2兆2,661億2,147万円、特別会計9,577億5,672万円でしたが、下半期において、予算の補正を4回行った結果、前年度からの繰越事業を含めた最終予算額は、一般会計5,635億9,338万円、特別会計9,519億7,525万円となり、前年度の最終予算額に比べ、一般会計で6,586億6,359万円34.6%の増、特別会計90億6,788万円0.9%の減となりました。なお、下半期における補正予算は、9月、12月、2月の各定例県議会及び1月の臨時県議会に提案し、議決のうえ成立したものです。2月補正予算の一部は急を要したため知事職務代理者の専断処分によるものです。

9月補正予算では、国の新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、本県における医療提供体制の強化、生活困難者の支援に要する経費を措置しました。

12月補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨災害復旧・復興対策、地域医療の充実等、高病原性鳥インフルエンザ緊急対策及び人事委員会の勧告に基づく給与改定に要する経費を措置するとともに、国の予備費を活用し、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給に要する経費を措置しました。また、厳しい経済状況を踏まえ、県税等を減額するとともに、事業費を減額しました。

1月補正予算では、新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めをかけるため、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等に対する協力の給付に要する経費を措置しました。

2月補正予算では、本県に対する緊急事態宣言の延長に伴い、飲食店等への営業時間短縮要請を延長したことから、協力の給付に要する経費を追加するとともに、売上げが減少した中小企業者等に対する国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を踏まえた生活困窮者に対する支援に要する経費を措置しました。また、知事選挙及び県議会議員補欠選挙に要する経費を措置するとともに、令和2年度最終補正予算として、年度内に措置する必要がある経費について補正を行いました。

## Ⅱ 一般会計

## (1) 歳入予算

令和2年度下半期における補正予算の状況は、次のとおりです。

## 令和2年度一般会計歳入予算

(単位：千円、%)

区分	上半期予算額 (A)	9月補正 (追加提案)	12月補正 (追加提案含む)	1月補正	2月補正 (専決、追加提案 含む)	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)	構成比
1. 県	655,618,226	0	△ 41,674,666	0	11,587,637	△ 30,087,029	625,631,197	24.4
地方消費 税	234,452,139	0	△ 15,234,756	0	△ 6,592,877	△ 21,827,633	212,624,506	8.3
2. 清算								
3. 地方譲与税	95,900,496	0	△ 20,115,273	0	486,064	△ 19,629,209	76,271,287	3.0
4. 交付金	2,475,208	0	406,995	0	0	406,995	2,882,203	0.1
5. 地方交付税	254,703,834	0	7,621,446	0	0	7,621,446	262,325,280	10.2
6. 交通安全対策 特別交付金	1,211,937	0	0	0	0	0	1,211,937	0.1
7. 分担金及び 負担金	8,055,792	0	0	0	863,688	863,688	8,919,480	0.4
8. 使用料及び 手数料	17,499,698	0	0	0	△ 1,166,560	△ 1,166,560	16,333,138	0.6
9. 国庫支出金	442,022,392	64,412,482	17,612,266	66,913,479	152,878,850	301,817,077	743,839,469	29.0
10. 財産収入	2,419,419	0	△ 1,347	0	△ 86,386	△ 87,733	2,331,686	0.1
11. 寄附金	65,177	0	0	0	△ 6,913	△ 6,913	58,264	0.0
12. 繰入金	32,162,426	0	5,324,745	0	△ 9,713,927	△ 4,389,182	27,773,244	1.1
13. 繰越金	37,060,051	0	0	0	0	0	37,060,051	1.4
14. 諸収入	223,915,577	0	4	0	△ 2,778,863	△ 2,778,859	221,136,718	8.6
15. 果債	258,559,100	0	45,114,600	0	21,621,222	66,735,822	325,294,922	12.7
合計	2,266,121,472	64,412,482	△ 945,986	66,913,479	167,091,935	297,471,910	2,563,593,382	100.0

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

## 令和2年度一般会計歳入予算の対前年度比較

(単位：千円，%)

区分	令和2年度		令和元年度		比較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 県税	625,531,197	24.4	619,999,815	32.6	5,531,382	100.9
2. 地方消費税清算金	212,624,506	8.3	174,192,450	9.1	38,432,056	122.1
3. 地方譲与税	76,271,287	3.0	84,784,892	4.5	△ 8,513,605	90.0
4. 地方特例交付金	2,882,203	0.1	7,474,096	0.4	△ 4,591,893	38.6
5. 地方交付税	262,325,280	10.2	245,941,211	12.9	16,384,069	106.7
6. 交通安全対策特別交付金	1,211,937	0.1	1,362,130	0.1	△ 150,193	89.0
7. 分担金及び負担金	8,919,480	0.4	8,045,598	0.4	873,882	110.9
8. 使用料及び手数料	16,333,138	0.6	17,457,426	0.9	△ 1,124,288	93.6
9. 国庫支出金	743,839,469	29.0	261,753,415	13.7	482,086,054	284.2
10. 財産収入	2,331,686	0.1	2,637,557	0.1	△ 305,871	88.4
11. 寄附金	58,264	0.0	19,250	0.0	39,014	302.7
12. 繰入金	27,773,244	1.1	20,755,680	1.1	7,017,564	133.8
13. 繰越金	37,060,051	1.4	38,792,533	2.0	△ 1,732,482	95.5
14. 諸収入	221,136,718	8.6	134,193,836	7.1	86,942,882	164.8
15. 県債	325,294,922	12.7	287,443,734	15.1	37,851,188	113.2
16. 市町村たばこ税交付金	0	0.0	76,165	0.0	△ 76,165	皆減
合計	2,563,593,382	100.0	1,904,929,788	100.0	658,663,594	134.6

その主な内容は、次のとおりです。

## ○県 税

県税は、前年度より55億3,138万円増加し、最終予算は6,255億3,120万円となり、歳入予算総額の24.4%を占めています。これを税目別に前年度と比較すると、次のとおりです。

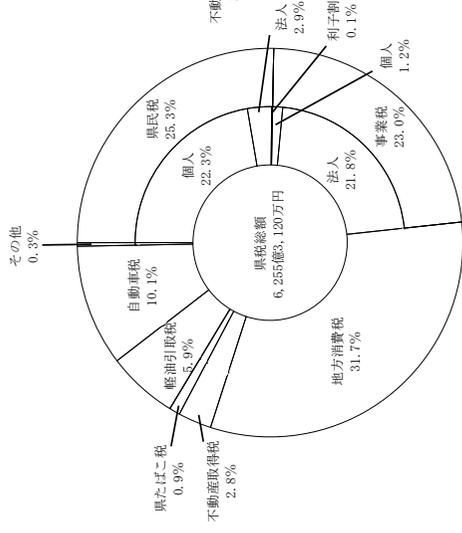
## 令和2年度県税予算状況

(単位：千円、%)

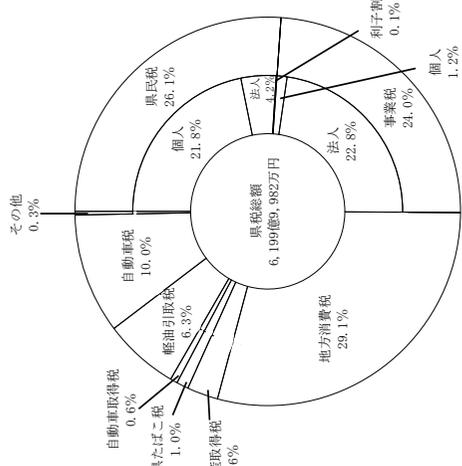
区 分	令和2年度		令和元年度		比 較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比		
県 民 税	158,331,538	25.3	162,049,610	26.1	△ 3,718,072	97.7
個 人 税	139,649,118	22.3	135,512,859	21.8	4,136,259	103.1
法 人 税	17,926,952	2.9	25,778,892	4.2	△ 7,851,940	69.5
利 子 割	755,468	0.1	757,859	0.1	△ 2,391	99.7
事 業 税	144,058,935	23.0	148,869,195	24.0	△ 4,810,260	96.8
個 人 税	7,340,497	1.2	7,233,608	1.2	106,889	101.5
法 人 税	136,718,438	21.8	141,635,587	22.8	△ 4,917,149	96.5
地 方 消 費 税	197,981,460	31.7	180,655,677	29.1	17,325,783	109.6
譲 渡 割	140,079,269	22.4	120,488,214	19.4	19,591,055	116.3
貨 物 割	57,902,191	9.3	60,167,463	9.7	△ 2,265,272	96.2
不 動 産 取 得 税	17,345,727	2.8	16,098,402	2.6	1,247,325	107.7
県 た ば こ 税	5,841,007	0.9	6,066,242	1.0	△ 225,235	96.3
ゴ ル フ 場 利 用 税	891,773	0.1	1,028,087	0.2	△ 136,314	86.7
自 動 車 取 得 税	0	0.0	3,993,384	0.6	△ 3,993,384	皆減
軽 油 引 取 税	36,762,912	5.9	39,252,892	6.3	△ 2,489,980	93.7
自 動 車 税	63,367,282	10.1	61,760,826	10.0	1,606,456	102.6
鉦 区 税	4,278	0.0	4,519	0.0	△ 241	94.7
( 普 通 税 計 )	624,584,912	99.8	619,778,834	99.9	4,806,078	100.8
狩 猟 税	18,003	0.0	18,282	0.0	△ 279	98.5
産 業 廃 棄 物 税	180,621	0.1	202,699	0.1	△ 22,078	89.1
宿 泊 税	569,514	0.1	0	0.0	569,514	皆増
( 目 的 税 計 )	768,138	0.2	220,981	0.1	547,157	347.6
自 動 車 税	178,147	0.0	0	0.0	178,147	皆増
( 旧 法 に よ る 税 計 )	178,147	0.0	0	0.0	178,147	皆増
合 計	625,531,197	100.0	619,999,815	100.0	5,531,382	100.9

県税の構成状況

令和2年度



令和元年度



○地方交付税

地方交付税は、前年度より163億8,407万円増加し、最終予算は2,623億2,528万円となり、歳入予算総額の10.2%を占めています。その内訳は、普通交付税2,583億2,528万円、特別交付税40億円で

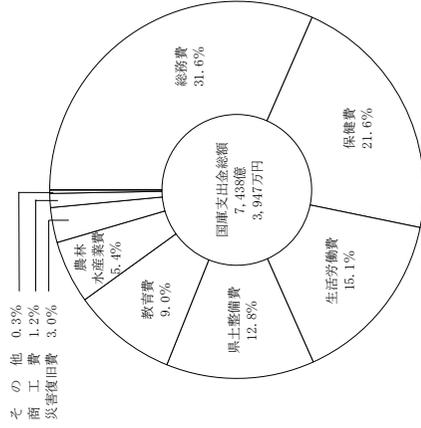
○国庫支出金

国庫支出金は、前年度より4,820億8,605万円増加し、最終予算は7,438億3,947万円となり、歳入予算総額の29.0%を占めています。

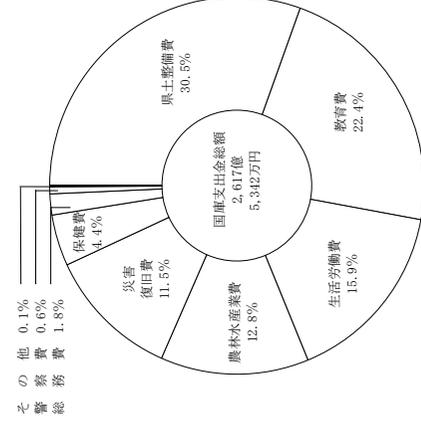
目的別構成を前年度と比較すると、次のとおりです。

国庫支出金の目的別構成状況

令和2年度



令和元年度



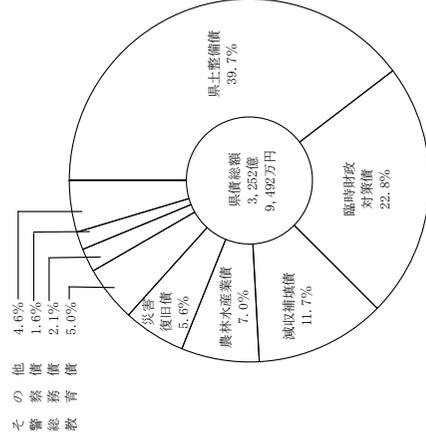
○県債

県債は、前年度より378億5,119万円増加し、最終予算は3,252億9,492万円となり、歳入予算総額の12.7%を占めています。

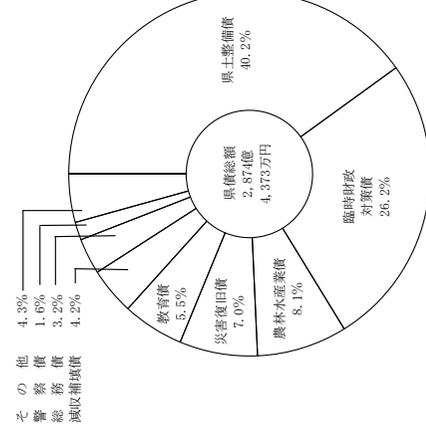
目的別構成を前年度と比較すると、次のとおりです。

県債の目的別構成状況

令和2年度



令和元年度



(2) 歳出予算

令和2年度下半期における補正予算の状況は、次のとおりです。

令和2年度一般会計歳出予算

(単位：千円, %)

区分	上半期予算額 (A)	9月補正 (追加提案)	1・2月補正 (追加提案含む)	1月補正	2月補正 (解決,追加提案含む)	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)	構成比
1. 議会費	3,032,373	0	△ 6,831	0	△ 75,463	△ 82,294	2,950,079	0.1
2. 総務費	62,133,050	0	865,434	0	3,619,707	4,485,141	66,618,191	2.6
3. 保健費	321,131,707	51,410,324	8,742,825	0	2,990,991	57,162,158	378,293,865	14.8
4. 環境費	3,461,112	0	△ 2,902	0	△ 391,145	△ 394,047	3,067,065	0.1
5. 生活労働費	221,810,316	13,002,158	964,988	0	22,481,833	36,448,979	258,259,295	10.1
6. 農林水産業費	86,613,921	0	689,890	0	8,216,766	8,906,656	95,520,577	3.7
7. 商工費	254,955,121	0	△ 2,210,875	66,913,479	107,278,153	171,980,757	426,935,878	16.7
8. 県土整備費	233,728,645	0	1,519,042	0	38,668,655	40,187,697	273,916,342	10.7
9. 警察費	129,585,269	0	△ 348,652	0	322,506	△ 26,146	129,559,123	5.0
10. 教育費	332,079,376	0	△ 790,991	0	△ 2,574,195	△ 3,365,186	328,714,190	12.8

11. 災害復旧費	46,186,640	0	0	△ 3,680,425	△ 3,680,425	42,506,215	1.7	
12. 公債費	226,470,008	0	0	△ 1,192,856	△ 1,192,856	225,277,152	8.8	
13. 諸支出名	344,733,934	0	△ 10,367,914	△ 2,590,610	△ 12,958,524	331,775,410	12.9	
14. 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000	0.0	
合計	2,266,121,472	64,412,482	△ 945,986	66,913,479	167,091,935	297,471,910	2,563,593,382	100.0

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

### 令和2年度一般会計歳出予算の対前年度比較

(単位：千円，%)

区分	令和2年度		令和元年度		比較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 歳費	2,950,079	0.1	3,015,179	0.2	△ 65,100	97.8
2. 総務費	66,618,191	2.6	63,190,203	3.3	3,427,988	105.4
3. 保健費	378,293,865	14.8	224,838,698	11.8	153,455,167	168.3
4. 環境費	3,067,065	0.1	3,118,148	0.2	△ 51,083	98.4
5. 生活労働費	258,259,295	10.1	168,451,843	8.8	89,807,452	153.3
6. 農林水産業費	95,520,577	3.7	87,191,752	4.6	8,328,825	109.6
7. 商工費	426,935,878	16.7	120,525,268	6.3	306,410,610	354.2
8. 県土整備費	273,916,342	10.7	242,022,245	12.7	31,894,097	113.2
9. 警察費	129,559,123	5.0	129,175,252	6.8	383,871	100.3
10. 教育費	328,714,190	12.8	311,484,508	16.4	17,229,682	105.5
11. 災害復旧費	42,506,215	1.7	51,908,907	2.7	△ 9,402,692	81.9
12. 公債費	225,277,152	8.8	221,310,126	11.6	3,967,026	101.8
13. 諸支出名	331,775,410	12.9	278,497,659	14.6	53,277,751	119.1
14. 予備費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
合計	2,563,593,382	100.0	1,904,929,788	100.0	658,663,594	134.6

その主な内容は、次のとおりです。

## ○総務費

下半期の補正額は、44億8,514万円の増で、最終予算額は、666億1,819万円となり、歳出予算総額の2.6%を占めています。これを前年度と比較すると、34億2,799万円、5.4%の増となっていますが、この主なものは、知事選挙及び県議会議員補次選挙費の増によるものです。

## ○保健費

下半期の補正額は、571億6,216万円の増で、最終予算額は、3,782億9,387万円となり、歳出予算総額の14.8%を占めています。これを前年度と比較すると、1,534億5,517万円、68.3%の増となっていますが、この主なものは、医療提供体制強化費の増によるものです。

## ○環境費

下半期の補正額は、3億9,405万円の減で、最終予算額は、30億6,707万円となり、歳出予算総額の0.1%を占めています。これを前年度と比較すると、5,108万円、1.6%の減となっていますが、この主なものは、災害時大気環境観測体制強化費の減によるものです。

## ○生活労働費

下半期の補正額は、364億4,898万円の増で、最終予算額は、2,582億5,930万円となり、歳出予算総額の10.1%を占めています。これを前年度と比較すると、898億745万円、53.3%の増となっていますが、この主なものは、生活福祉資金貸付事業費の増によるものです。

## ○農林水産業費

下半期の補正額は、89億666万円の増で、最終予算額は、955億2,058万円となり、歳出予算総額の3.7%を占めています。これを前年度と比較すると、83億2,883万円、9.6%の増となっていますが、この主なものは、治山事業費及び県営ため池等整備事業費の増によるものです。

## ○商工費

下半期の補正額は、1,719億8,076万円の増で、最終予算額は、4,269億3,588万円となり、歳出予算総額の16.7%を占めています。これを前年度と比較すると、3,064億1,061万円、254.2%の増となっていますが、この主なものは、福岡県感染拡大防止協力金の増によるものです。

## ○県土整備費

下半期の補正額は、401億8,770万円の増で、最終予算額は、2,739億1,634万円となり、歳出予算総額の10.7%を占めています。これを前年度と比較すると、318億9,410万円、13.2%の増となっていますが、この主なものは、河川災害復旧等関連緊急事業費の増によるものです。

## ○警察費

下半期の補正額は、2,615万円の減で、最終予算額は、1,295億5,912万円となり、歳出予算総額の5.0%を占めています。これを前年度と比較すると、3億8,387万円、0.3%の増となっていますが、この主なものは、運転免許更新手続き自動化導入費の増によるものです。

## ○教育費

下半期の補正額は、33億6,519万円の減で、最終予算額は、3,287億1,419万円となり、歳出予算総額の12.8%を占めています。これを前年度と比較すると、172億2,968万円、5.5%の増となっていますが、この主なものは、私立高等学校等就学支援金交付金の増によるものです。

## ○災害復旧費

下半期の補正額は、36億8,043万円の減で、最終予算額は、425億622万円となり、歳出予算総額の1.7%を占めています。これを前年度と比較すると、94億269万円、18.1%の減となっていますが、この主なものは、河川等災害復旧費の減によるものです。

## ○公債費

下半期の補正額は、11億9,286万円の減で、最終予算額は、2,252億7,715万円となり、歳出予算総額の8.8%を占めています。これを前年度と比較すると、39億6,703万円、1.8%の増となっていますが、この主なものは、県債元金償還金の増によるものです。

## ○諸支出金

下半期の補正額は、129億5,852万円の減で、最終予算額は、3,317億7,541万円となり、歳出予算総額の12.9%を占めています。これを前年度と比較すると、532億7,775万円、19.1%の増となっていますが、この主なものは、地方消費税清算金の増によるものです。

最終予算を性質的に分類し、前年度と比較すると、次のとおりです。

## 令和2年度一般会計歳出予算対前年度比較

(単位：千円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		比較 (A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(A)	構成比		
人件費	391,439,904	15.3	389,914,147	20.5	1,525,757	100.4
社会的義務的経費	325,962,279	12.7	312,394,213	16.4	13,568,066	104.3
公債費	224,790,280	8.8	222,453,746	11.7	2,336,534	101.1
小計	942,192,463	36.8	924,762,106	48.5	17,430,357	101.9
普通建設事業費	383,915,540	15.0	338,884,438	17.8	45,031,102	113.3
投資的経費	42,503,292	1.6	51,902,865	2.7	△ 9,399,573	81.9
小計	426,418,832	16.6	390,787,303	20.5	35,631,529	109.1
その他	1,194,982,087	46.6	589,380,379	30.9	605,601,708	202.8
合計	2,563,593,382	100.0	1,904,929,788	99.9	658,663,594	134.6

Ⅲ 特別会計

令和2年度の特別会計は、地方自治法に基づき設置された14会計があります。これらの下半期における補正予算の内訳は、次のとおりです。

令和2年度特別会計予算

(単位：千円)

会 計 名	上半期予算額 (A)	12月補正	2月補正	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)
財政調整基金	10,630	0	0	0	10,630
公債管理	469,489,725	0	△ 1,078,910	△ 1,078,910	468,410,815
市町村振興基金	15,042	0	1,307	1,307	16,349
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	446,132	0	0	0	446,132
災害救助基金	1,273	0	279,068	279,068	280,341
就農支援資金貸付事業	54,672	0	0	0	54,672
県管林造成事業	335,157	0	0	0	335,157
林業改善資金助成事業	100,788	0	0	0	100,788
沿岸漁業改善資金助成事業	104,274	0	0	0	104,274
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	1,706,767	0	△ 435,922	△ 435,922	1,270,845
公共用地先行取得事業	1,189	0	0	0	1,189
住宅管理	7,005,149	0	△ 69,598	△ 69,598	6,935,551
計	479,270,798	0	△ 1,304,055	△ 1,304,055	477,966,743
県管埠頭施設整備運営事業	11,317,098	0	△ 218,886	△ 218,886	11,098,212
計	11,317,098	0	△ 218,886	△ 218,886	11,098,212
国民健康保険	467,168,821	0	△ 4,258,523	△ 4,258,523	462,910,298
合計	957,756,717	0	△ 5,781,464	△ 5,781,464	951,975,253

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額を含む。

## 令和2年度特別会計予算の対前年度比較

(単位：千円，%)

会 計 名	令和2年度 最終予算額(A)	令和元年度 最終予算額(B)	比 較	
			(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
財政調整基金	10,630	10,526	104	101.0
公債管理	468,410,815	440,876,550	27,534,265	106.2
市町村振興基金	16,349	17,253	△ 904	94.8
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	446,132	436,728	9,404	102.2
災害救助基金	280,341	2,169	278,172	12,924.9
に就農支援資金貸付事業	54,672	72,089	△ 17,417	75.8
に属する	335,157	334,054	1,103	100.3
特別	100,788	100,790	△ 2	100.0
沿岸漁業改善資金助成事業	104,274	129,434	△ 25,160	80.6
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	1,270,845	1,142,195	128,650	111.3
公共用地先行取得事業	1,189	1,125	64	105.7
住宅管理	6,935,551	6,929,786	5,765	100.1
計	477,966,743	450,052,699	27,914,044	106.2
県 の 公 益 法 非 特 別 の 公 益 法 計 画 に 属 す る 事 業	11,098,212	19,410,801	△ 8,312,589	57.2
県 の 公 益 法 非 特 別 の 公 益 法 計 画 に 属 す る 事 業	—	23,199,563	△ 23,199,563	皆減
計	11,098,212	42,610,364	△ 31,512,152	26.0
国 民 健 康 保 険	462,910,298	468,380,068	△ 5,469,770	98.8
合 計	951,975,253	961,043,131	△ 9,067,878	99.1

### 第3 県民負担の状況等

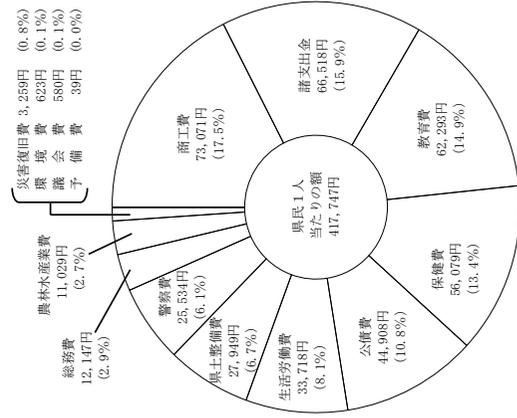
#### I 県民負担の状況

令和3年度一般会計歳入歳出予算の総額は、2兆1,361億3,813万円で県民1人当たりの額（人口は令和3年3月31日現在の住民基本台帳登録人口による。）にすると、417,747円となっております。県税の歳入予算額は、6,120億2,298万円で、県民1人当たりの税負担額は、119,689円となっております。

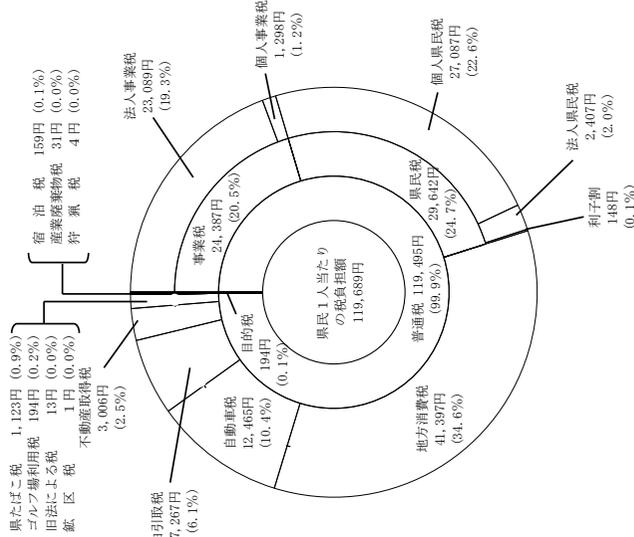
県民1人当たりの目的別支出額及び県税の負担状況は次のとおりです。

#### 令和3年度当初予算（一般会計）

##### 県民1人当たりの目的別支出額の状況



##### 県民1人当たり県税の負担状況



#### II 一時借入金金の状況

一時借入金金は、県税、国税、国庫支出金等の収入が、これを財源とする事業費等の支出時期と必ずしも一致しないため、一時的に資金が不足することになる場合に、あらかじめ議会の議決を経た額の範囲内で金融機関などから年度内に返還することを条件に借り入れられるものです。令和2年度下半期における各月末の一時借入金金の現在高は、次のとおりです。

#### 令和2年度下半期一時借入金金の状況

(単位：千円)

区分	一時借入金借入現在高	区分	一時借入金借入現在高
令和2年10月末現在	18,306,235	令和3年1月末現在	17,103,947
令和2年11月末現在	0	令和3年2月末現在	36,176,005
令和2年12月末現在	0	令和3年3月末現在	82,377,106

## 第4 公営企業会計の状況

### I 電気事業会計

#### (1) 事業の概況

##### (イ) 施設の概要

本県の電気事業は、矢部川水系の日向神ダム及び松瀬ダム並びに那珂川水系の南畑ダムの貯水を利用して、八女市黒木町の大淵発電所（最大出力7,500kW）及び木屋発電所（最大出力6,000kW）並びに那珂川市のちくし発電所（最大出力550kW）で、年間目標供給電力量46,533,000kW時の発電を行い、九州電力㈱に供給しています。

##### (ロ) 発電の概要

令和2年度下半期における発電の概要は、次表のとおりです。

令和2年度 下半期月別発電実績表

(単位：kWh)

月別	発生電力量	所内消費電力量	供給電力量
10	4,829,646	44,901	4,784,745
11	186,203	2,556	183,647
12	727,222	8,218	719,004
1	2,326,766	32,217	2,294,549
2	2,415,815	29,775	2,386,040
3	1,631,397	25,963	1,605,434
計	12,117,049	143,630	11,973,419

令和2年度 下半期業務量

(単位：kWh, %)

区分	目標供給電力量	発生電力量	供給電力量	達成率
令和2年10月1日から 令和3年3月31日まで	12,161,000	12,117,049	11,973,419	98.5

#### (2) 経理の状況

##### (イ) 経理の概要

令和2年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

##### (ロ) 企業債

企業債の現在高は、11,417,168円です。

#### (3) 予算の概要

令和3年度福岡県電気事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

収入		支出	
(収益の収入及び支出)		(資本的収入及び支出)	
第1款 電気事業収益	525,640 千円	第1款 電気事業費	525,640 千円
第1項 営業収益	513,062 千円	第1項 営業費用	497,191 千円
第2項 財務収益	1,108 千円	第2項 財務費用	463 千円
第3項 事業外収益	11,470 千円	第3項 事業外費用	22,986 千円
		第4項 予備費	5,000 千円
収入		支出	
第1款 資本的収入	0 千円	第1款 資本的支出	358,028 千円
		第1項 建設改良費	345,335 千円
		第2項 企業債償還金	7,693 千円
		第3項 予備費	5,000 千円

## 「別表1」

## 合計残高試算表

(令和3年3月31日現在)

借方		貸方	
残高	合計	合計	残高
4,786,822,167	4,805,100,863	18,278,696	3,276,629,389
1,661,200	13,386,161	3,290,015,550	
18,387,708	1,661,200	1,578,140	1,578,140
600,000,000	25,532,348	7,144,640	
	1,300,000,000	700,000,000	
2,063,393,355	367,080	367,080	
39,170,377	5,019,013,927	2,955,620,572	
2,746,619	565,488,837	526,318,460	
116,750	7,530,146	4,783,527	
67,183,600	76,344,996	9,161,396	
	430,566	430,566	
	125,580	125,580	
	7,692,155	11,417,168	3,725,013
	18,570,966	146,802,822	128,231,856
		207,007,000	207,007,000
		3,700,000	3,700,000
	8,888,738	16,580,893	7,692,155
	129,585,875	157,043,035	27,457,160
	36,857,093	63,449,216	26,592,123
	11,152,000	21,672,000	10,520,000

(単位：円)



## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		30,064,920
減価償却費		110,107,433
退職給付引当金の減少額	△	12,354,966
特別修繕引当金の増加額		51,577,000
賞与引当金の減少額	△	632,000
法定福利費引当金の減少額	△	123,000
大規模点検引当金の増加額		3,700,000
長期前受金戻入額	△	270,182
固定資産除却損		4,892,535
受取利息	△	631,902
支払利息		900,708
未収入金の減少額		4,221,727
未払費用の減少額		10,261,820
前払費用の減少額	△	430,566
預り金の増加額		252,387
その他流動資産の減少額		125,580
その他の投資の減少額		241,500
小計		182,240,486
利息の受取額		631,902
利息の支払額	△	900,708
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		181,971,680
業務活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	284,722,179
他会計貸付金による収入		700,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		415,277,821
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
企業債の償還による支出	△	8,888,738
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	8,888,738
資金増加額		588,360,763
資金期首残高		1,475,032,592
資金期末残高		2,063,393,355

## II 工業用水道事業会計

### (1) 事業の概況

本県の工業用水道事業は、苅田、大牟田、鞍手・宮田及びび田川の四事業で、令和2年度下半期におけるそれぞれの事業の概要は次のとおりです。

#### ① 苅田工業用水道事業

##### (イ) 施設の概要

この事業は、行橋市を貫流する二級河川今川下流に取水堰を設けて、最大取水量1日当たり90,000m<sup>3</sup>を取水し、そのうち1日当たり15,000m<sup>3</sup>を漏水時に備えて殿川ダム（有効貯水量1,150,000m<sup>3</sup>）に貯水し、残りの1日当たり75,000m<sup>3</sup>を苅田町内の企業に対して工業用水を供給するもので、宇部興産㈱苅田セメント工場ほか19社に対し、1日当たり29,530m<sup>3</sup>の供給を行いました。

##### (ロ) 給水の概要

令和2年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

### 令和2年度 下半期給水実績表

月 別	基本使用水量	超過使用水量	給水能力 75,000m <sup>3</sup> /日 (単位：m <sup>3</sup> )	
			合	計
10	915,430	224	915,654	
11	885,900	190	886,090	
12	885,900	230	886,130	
1	915,430	929	916,359	
2	915,430	195	915,625	
3	826,840	465	827,305	
計	5,344,930	2,233	5,347,163	

#### ② 大牟田工業用水道事業

##### (イ) 施設の概要

この事業は、有明・大牟田地区新産業都市建設促進のための基盤事業の一環として計画されたもので、熊本県を流れる一級河川菊池川下流白石地点から1日当たり80,000m<sup>3</sup>を取水し、大牟田地区に対し工業用水を供給するもので、三井化学㈱大牟田工場ほか16社に対し、1日当たり69,260m<sup>3</sup>の供給を行いました。

##### (ロ) 給水の概要

令和2年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

### 令和2年度 下半期給水実績表

月 別	基本使用水量	超過使用水量	給水能力 74,400m <sup>3</sup> /日 (単位：m <sup>3</sup> )	
			合	計
10	2,147,060	0	2,147,060	
11	2,077,800	0	2,077,800	
12	2,077,800	0	2,077,800	
1	2,147,060	0	2,147,060	
2	2,147,060	0	2,147,060	
3	1,939,280	0	1,939,280	
計	12,536,060	0	12,536,060	

③ 鞍手・宮田工業用水道事業

(イ) 施設の概要

この事業は、地域振興整備公団から鞍手工業用水道及び宮田工業用水道の施設の譲渡を受け、平成15年4月から事業開始したもので、鞍手町に所在する木月池及び浮州池並びに宮若市の犬鳴ダムを水源として、中間市、宮若市、遠賀町、鞍手町に立地する企業に対し、1日当たり30,350m<sup>3</sup>の工業用水を供給するもので、トヨタ自動車九州㈱ほか13社に対し、1日当たり10,280m<sup>3</sup>の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和2年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

**令和2年度 下半期給水実績表**

給水能力 30,350m<sup>3</sup>/日 (単位：m<sup>3</sup>)

月 別	基本使用水量	超過使用水量	合 計
10	318,680	10	318,690
11	308,400	1,813	310,213
12	308,400	22	308,422
1	318,680	22	318,702
2	318,680	30	318,710
3	287,840	2	287,842
計	1,860,680	1,899	1,862,579

④ 田川工業用水道事業

(イ) 施設の概要

この事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から田川工業用水道の施設の譲渡を受け、平成26年4月から事業開始したもので、陣屋ダムを水源として、田川市、川崎町に立地する企業に対し、1日当たり10,000m<sup>3</sup>の工業用水を供給するもので、三好食品工業(株)ほか12社に対し、1日当たり7,020m<sup>3</sup>の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和2年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

**令和2年度 下半期給水実績表**

給水能力 10,000m<sup>3</sup>/日 (単位：m<sup>3</sup>)

月 別	基本使用水量	超過使用水量	合 計
10	217,620	17,756	235,376
11	210,600	15,607	226,207
12	210,600	13,765	224,365
1	217,620	14,302	231,922
2	217,620	14,227	231,847
3	196,560	14,440	211,000
計	1,270,620	90,097	1,360,717

**(2) 経理の状況**

(イ) 経理の概要

令和2年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

(ロ) 企業債

企業債の現在高は、4,424,097,024円です。



6, 665, 964	19, 015, 310	前	払	費	用	12, 349, 346	
	111, 368, 049	仮	他	動	産	111, 368, 049	
	448, 500	そ	の	資		448, 500	
	220, 439, 047	企	業	債	( 固	4, 424, 097, 024	4, 203, 657, 977
	36, 497, 200	退	職	給	付	166, 563, 601	130, 066, 401
	279, 801, 429	企	業	債	( 流	500, 240, 476	220, 439, 047
	437, 939, 777	未	払	金		513, 512, 977	75, 573, 200
	70, 750, 848	未	払	費	用	138, 696, 224	67, 945, 376
	13, 948, 000	賞	与	当	金	26, 721, 000	12, 773, 000
	2, 642, 000	法	定	福	利	5, 080, 000	2, 438, 000
	59, 129, 000	修	繕	引	当	291, 513, 647	232, 384, 647
	15, 817, 835	そ	の	預	り	1, 251, 039, 906	1, 251, 039, 906
	165, 316, 040	仮	受	消	費	19, 335, 792	3, 517, 957
	24, 875, 268	長	期	前	受	165, 316, 040	
	6, 674, 929, 319	長	期	前	受	16, 411, 478, 865	16, 386, 603, 597
6, 651, 977, 377		資	本	化	累	22, 951, 942	
		国	庫	助	金	12, 321, 453, 182	12, 321, 453, 182
		受	贈	産	額	100, 843, 550	100, 843, 550
	279, 801, 429	減	債	積	立	150, 651, 427	150, 651, 427
	133, 877, 571	建	設	改	良	428, 224, 122	148, 422, 693
	978, 463, 278	未	処	分	利	660, 157, 021	526, 279, 450
		給	営	業	雑	1, 392, 142, 278	413, 679, 000
		受	取	取	益	1, 643, 518, 510	1, 643, 518, 510
		長	期	前	受	8, 448, 407	8, 448, 407
		過	年	度	損	537, 237	537, 237
		そ	の	特	別	293, 749, 365	293, 749, 365
		雑	業	一	般	49, 283	49, 283
1, 389, 896, 861	1, 391, 237, 802	業	務	管	理	465, 017	465, 017
107, 804, 654	107, 825, 455	支	払	支	出	12, 930, 841	12, 930, 841
27, 558, 050	27, 558, 050	雑	支	支	出	1, 340, 941	
10, 093, 220	10, 093, 220	計			20, 801		
47, 699, 435, 848	55, 600, 747, 628				55, 600, 747, 628	47, 699, 435, 848	

## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		424,345,875
減価償却費		804,400,505
退職給付引当金の減少額	△	2,610,200
賞与引当金の減少額	△	1,175,000
法定福利費引当金の減少額	△	204,000
修繕引当金の減少額	△	59,129,000
長期前受金戻入額	△	293,749,365
固定資産除却費		15,302,789
受取利息	△	537,237
支払利息		27,558,050
未収入金の減少額		141,389,668
未払金の増加額		75,573,200
未払費用の減少額	△	2,805,472
貯蔵品の増加額	△	1,575,400
前払費用の減少額		12,349,346
その他預り金の増加額		2,943,259
その他流動資産の減少額		448,500
その他の投資の減少額		862,500
小計		<u>1,143,388,018</u>
利息の受取額		537,237
利息の支払額	△	<u>27,558,050</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		1,116,367,205
有形固定資産の取得による支出		889,806,071
国庫補助金等による収入	△	137,141,588
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	<u>752,664,483</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		279,801,429
企業債の償還による支出	△	279,801,429
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	<u>279,801,429</u>
資金増加額		83,901,293
資金期首残高		4,152,007,445
資金期末残高		<u>4,235,908,738</u>

### Ⅲ 工業用地造成事業会計

#### (1) 事業の概況

本県の工業用地造成事業は、従来臨海部のみであったものを、平成4年度から内陸部においても実施しています。

現在までに、臨海部については、小波瀬地区臨海工業用地造成事業、白石地区臨海工業用地造成事業及び2号地区臨海工業用地造成事業（いずれも京都郡苅田町）の3事業を、内陸部については、豊前東部工業用地造成事業（豊前市）、前原IC南地区工業用地造成事業（糸島市）及び磯光地区工業用地造成事業（宮若市）の3事業を実施してきました。現在、久留米・うきは工業用地造成事業（久留米市及びうきは市）及び宮若北部工業用地造成事業（宮若市）を実施しています。

それぞれの事業の概要は次のとおりです。

- ① 小波瀬地区臨海工業用地造成事業  
昭和51年度に完成した埋立面積約202.6haのうち、道路・その他の公共用地を除く約182.7haを、日産自動車㈱外20社に全て売却しています。
- ② 白石地区臨海工業用地造成事業  
小波瀬地区臨海工業用地の背後地約47.3haを、小波瀬地区と一体として開発整備したもので、道路・その他の公共用地を除く約34.6haを、日産自動車㈱外4社等に全て売却しています。  
令和2年度の事業費は、9,258千円です。
- ③ 2号地区臨海工業用地造成事業  
昭和62年度に完成した埋立面積約166.2haのうち、道路・その他の公共用地を除く工業用地、公共埠頭用地等約131.0ha及び岸壁900mを、日産自動車㈱外19社及び福岡県港湾管理者に全て売却しています。
- ④ 豊前東部工業用地造成事業  
平成7年度に完成した造成面積約23.4haのうち、道路・その他の公共用地を除く約18.9haを、フレゼニウス メディカル ケア ジャパン㈱外6社に全て売却しています。
- ⑤ 前原IC南地区工業用地造成事業  
前原ICの南側において、約16.4haを九州大学の研究成果を利用した研究・開発を行う研究機関等の受け皿となる用地として開発整備したもので、平成23年9月に完成した工業用地約7.8haのうち約2.3haを（公財）水素エネルギー製品試験センター外2社に売却し、約0.8haを（公財）福岡県産業・科学技術振興財団に貸付し、約4.8haの分譲を行っています。  
令和2年度の事業費は、3,395千円です。
- ⑥ 磯光地区工業用地造成事業  
平成20年度に完成した造成面積約24.8haのうち、道路・その他の公共用地を除く約18.9haをエイリン開発㈱外5社に全て売却しています。  
令和2年度の事業費は、8,372千円です。
- ⑦ 久留米・うきは工業用地造成事業  
久留米市とうきは市にまたがる地域において、約32.5haを内陸型工業用地として開発整備しているもので、工業用地約26.5haのうち、約17.4haを㈱資生堂外3社に売却し、約9.1haの分譲を行っています。  
令和2年度の事業費は、158,705千円です。

- ⑧ 宮若北部工業用地造成事業  
宮若市において、約21.2haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和2年度から事業を開始しています。  
令和2年度の事業費は、97,136千円です。

**(2) 経理の状況**

(イ) 経理の概要

令和2年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

(甲) 企業債

企業債の現在高は、4,156,100,000円です。

**(3) 予算の概要**

令和3年度福岡県工業用地造成事業会計の予算の概要は、次のとおりです。  
(収益的収入及び支出)

収入		支出	
第1款 造成事業収益	30,321千円	第1款 造成事業費	75,892千円
第1項 営業収益	21,291千円	第1項 営業費用	75,082千円
第2項 営業外収益	9,030千円	第2項 営業外費用	810千円
収入		支出	
第1款 資本的収入	1,670,000千円	第1款 資本的支出	3,131,894千円
第1項 工業用地造成事業収入	170,000千円	第1項 造成事業費	2,032,894千円
第2項 企業債	1,500,000千円	第2項 企業債償還金	1,099,000千円
収入		支出	
(資本的収入及び支出)			

**「別表1」**

**合計残高試算表**

(令和3年3月31日現在)

(単位：円)

借方		貸方	
残高	合計	合計	残高
40,300	40,300		
2,431,572,396	601,920	601,920	
606,783,442	5,544,295,876	3,112,723,480	
	12,416,990,458	11,810,207,016	
4,012,347,320	63,210	73,710	10,500
1,336,025	5,213,903,411	1,201,556,091	
	67,784,080	67,784,080	
	3,557,189	2,221,164	
	40,000,000	40,000,000	
	205,920	205,920	
	700,000,000	4,156,100,000	4,156,100,000
	15,304,372	1,300,000,000	600,000,000
	473,851,267	87,671,440	72,367,068
		1,218,038,768	744,187,501
	368,994,124	19,417,320	19,417,320
	17,991,698	434,792,253	65,798,129
	2,311,000	33,717,744	15,726,046
	438,000	4,184,000	1,873,000
		796,000	358,000

320,450,580	前預	320,450,580	金	458,036,600	137,586,020
3,575,887	資	3,575,887	金	3,682,477	106,590
	土地		金	2,329,172,802	2,329,172,802
	未		金	736,229,721	736,229,721
2,008,676,775	土	2,008,676,775	立		
	土		損		
	営		収		
	受		益	3,306,464,852	3,306,464,852
	雑		益	21,407,590	21,407,590
	收		息	41,667	41,667
	そ		益	5,409,093	5,409,093
	の		益	511,371	511,371
	他		利		
	の		益		
	特		原		
	別		価		
	却		費		
3,112,723,480	土	3,112,723,480	費		
20,353,635	維	20,353,635	費		
18,577,323	一	18,577,323	息		
356,574	支	356,574			
12,212,767,270	計	30,351,047,079		30,351,047,079	12,212,767,270

## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		181,823,561
退職給付引当金の減少額	△	11,134,372
賞与引当金の減少額	△	438,000
法定福利費引当金の減少額	△	80,000
受取利息	△	41,667
支払利息		56,574
未収入金の減少額		70,005,244
未払金の減少額	△	303,195,995
未払費用の減少額	△	2,265,652
完成土地の減少額		2,318,421,633
前受金の増加額		90,088,300
預り金の減少額	△	1,498,660
造成土地の取得による支出	△	142,090,024
造成土地の貸付による収入		10,500
その他の流動資産の減少額		205,920
その他の投資の減少額		396,000
小計		<u>2,200,263,362</u>
利息の受取額		41,667
利息の支払額	△	56,574
2 財務活動によるキャッシュ・フロー		<u>2,200,248,455</u>
企業債による収入		233,200,000
他会計借入金返済による支出	△	700,000,000
長期前受金による収入		151,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	<u>315,800,000</u>
資金増加額		1,884,448,455
資金期首残高		2,127,898,865
資金期末残高		<u>4,012,347,320</u>

#### IV 病院事業会計

##### (1) 事業の概況

地方公営企業法の財務に関する規定の適用を受け、精神医療センター太宰府病院を運営して

います。

なお、精神医療センター太宰府病院は平成17年4月より公設民営化しています。

##### (4) 施設の状況等

(令和3年3月31日現在)

病院名	所在地	開設年月日	病床数		職員数
			一般	精神	
精神医療センター太宰府病院	太宰府市五条三丁目	昭和6. 11. 25		300	300

##### (a) 患者の利用状況

(令和2年度)

区分	利用状況
病床数(床)	300
入院延患者数(人)	83,492
外来延患者数(人)	31,288
延患者数計(人)	114,780
病床利用率(%)	76.2

**(2) 経理の状況**

## (イ) 経理の概要

令和2年度の合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

## (ロ) 企業債

令和2年度末における企業債の現在高は、3,569,240,956円です。

**(3) 予算の概要**

令和3年度福岡県病院事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

		(収益的収入及び支出)		
		収入	支出	
第1款	病院事業収益	2,684,462千円	第1款 病院事業費	2,675,459千円
第1項	医業収益	2,253,218千円	第1項 医業費用	2,585,980千円
第2項	医業外収益	430,647千円	第2項 医業外費用	85,002千円
第3項	特別利益	597千円	第3項 特別損失	3,477千円
			第4項 予備費	1,000千円
		(資本的収入及び支出)		
		収入	支出	
第1款	資本的収入	359,649千円	第1款 資本的支出	576,742千円
第1項	企業債	102,600千円	第1項 建設改良費	182,568千円
第2項	負担金	257,049千円	第2項 企業債償還金	394,174千円

## 「別表1」

## 合計残高試算表

(令和3年3月31日現在)

(単位：円)

借高		方		科	目	貸		方
残	計	合	計			合	残	
392,632,863	392,632,863			土	地			
8,273,181,623	8,459,006,079			建	物		185,824,456	
348,322,440	356,917,516			構	物		8,595,076	
380,697,216	437,130,296			器	備		56,433,080	
8,192,000	8,192,000			車	両			5,957,857,231
	48,883,708			減	価		6,006,740,939	
844,936	844,936			電	却			
885,301,042	5,977,795,026			預	加		5,092,493,984	
721,364,732	3,134,203,452			医	入		2,412,838,720	
156,190	1,119,888			医	未		963,698	
	103,660			貸	収		42,610,239	42,506,579
	25,877,300			前	当		25,877,300	
1,000,000	24,093,246			仮	払		24,093,246	
	1,000,000			払	消費			
	550,133,045			そ	税			
				の	及			
				他	び			
				流	地方			
				動	消費			
				資	税			
				産				
				業	業			
				債	債			
				(	)			
				固	定			
				負	債			
				)				
				業	債			
				給	付			
				引	当			
				金				
				業	債			
				(	)			
				流	動			
				負	債			
				)				
				業	未			
				払	金			
				業	業			
				外	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			
				業	業			
				未	未			
				払	払			
				金	金			

## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	222,483,868
減価償却費	147,262,056
賞与引当金の増加額	82,706
法定福利費引当金の増加額	15,535
貸倒引当金の減少額	△ 103,660
固定資産除却費	7,170,204
長期前受金戻入額	△ 81,021,063
支払利息及び企業債取扱諸費	73,377,226
未収金の増加額	△ 10,177,458
未払金の増加額	144,800,633
預り金の減少額	△ 1,753,365
小計	<u>502,136,682</u>
利息の支払額	<u>△ 73,377,226</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	428,759,456
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 194,409,700
一般会計からの繰入金による収入	239,959,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>45,549,300</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	164,600,000
企業債の償還による支出	△ 361,789,991
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 197,189,991</u>
資金増加額	277,118,765
資金期首残高	608,182,277
資金期末残高	<u>885,301,042</u>

## V 流域下水道事業会計

### (1) 事業の概況

本県の流域下水道事業は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川、遠賀川中流及び明星寺川流域（明星寺川流域については、県債の償還のみ）の九事業で、令和2年度下半期におけるそれぞれの事業の概要は次のとおりです。

#### (イ) 施設の概要

御笠川浄化センター、多々良川浄化センター、宝満川浄化センター、福童浄化センター、遠賀川下流浄化センター、矢部川浄化センター及び遠賀川中流浄化センターの7箇所の浄化センターにおいて、汚水を処理しています。

#### (ロ) 流入水量の概要

令和2年度下半期における流入水量の実績は次のとおりです。

### 令和2年度下半期流入水量実績表

(単位：m<sup>3</sup>)

月 別	流入水量
1 0	9,519,771
1 1	8,942,651
1 2	9,462,558
1	9,537,652
2	8,634,185
3	9,584,496
計	55,681,313

### (2) 経理の状況

#### (イ) 経理の概要

令和2年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

#### (ロ) 企業債

企業債の現在高は、43,631,763,418円です。

### (3) 予算の概要

令和3年度福岡県流域下水道事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

		(収益的収入及び支出)	
収入	支出		
第1款 流域下水道事業収益	19,236,036 千円	第1款 流域下水道事業費	19,575,220 千円
第1項 営業収益	9,721,170 千円	第1項 営業費用	19,079,636 千円
第2項 営業外収益	9,514,866 千円	第2項 営業外費用	495,584 千円
		(資本的収入及び支出)	
収入	支出		
第1款 資本的収入	10,754,932 千円	第1款 資本的支出	12,240,519 千円
第1項 企業債	3,451,800 千円	第1項 建設改良費	8,704,557 千円
第2項 他会計補助金	415,147 千円	第2項 企業債償還金	3,535,962 千円
第3項 国庫補助金	4,936,050 千円		
第4項 負担金	1,951,935 千円		

「別表1」 合計残高試算表

(令和3年3月31日)

借方		貸方		(単位：円)	
残高	合計	合計	残高	借方	貸方
17,579,636,124	17,579,636,124				
11,275,954,960	11,275,954,960				
96,894,762,496	96,894,762,496		492,361,576		492,361,576
66,048,701,452	66,264,482,772		3,338,210,325		3,338,210,325
1,167,567	1,167,567		215,781,320		215,781,320
72,517,966	72,517,966		6,027,596,959		6,027,596,959
2,307,549,433	8,220,253,380		10,245,151		10,245,151
14,230,055	14,230,055		5,912,703,947		5,912,703,947
3,267,592,964	20,774,690,898		17,507,097,934		17,507,097,934
362,699,290	9,614,683,655		9,251,984,365		9,251,984,365
18,741,199	1,483,663,199		1,464,922,000		1,464,922,000
261,687,336	8,533,376,352		8,271,689,016		8,271,689,016
91,441,173	91,441,173		1,329,126,139		1,329,126,139
	1,329,126,139		43,631,763,418		43,631,763,418
	3,535,948,905		13,042,980		13,042,980
			23,938,724		23,938,724
	2,816,474,032		6,352,422,937		6,352,422,937
	1,418,935,631		2,059,836,370		2,059,836,370
			13,438,324		13,438,324
	217,235,745		2,066,417,216		2,066,417,216
			9,510,590		9,510,590
			24,535,411		24,535,411
			2,540,867		2,540,867
			854,773,705		854,773,705
	28,657,302		1,055,432,238		1,055,432,238
	1,055,432,238		59,806,496		59,806,496
	59,806,496		141,763,656,337		141,763,656,337
	383,960,295		15,189,058,522		15,189,058,522
	8,438,479,831				
8,438,479,831	8,438,479,831				
6,594,359,386	6,594,359,386				

17,570,432,876	1,037,767,392	業	收	益	7,826,027,189
360,091,112	93,115,808	業	外	益	9,876,555,960
14,675,431	17,853,536,481	業	業	用	
	360,174,302	業	外	用	
	14,675,431	特	損	失	
231,174,720,651	286,058,546,011	計			231,174,720,651
					286,058,546,011
					8,863,794,581
					9,969,671,768
					283,103,605
					83,190

## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 242,616,270
減価償却費	9,868,414,011
固定資産除却費	215,781,320
退職給付引当金の増加額	22,553,570
賞与引当金の増加額	24,535,411
法定福利費引当金の増加額	2,540,867
長期前受金戻入額	△ 8,438,479,831
支払利息及び企業債取扱諸費	358,443,399
未収入金の減少額	9,074,157
未払金の増加額	867,349,158
その他流動負債の増加額	826,116,403
小計	<u>3,513,712,195</u>
利息の支払額	<u>△ 358,443,399</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>3,155,268,796</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,675,013,573
国庫補助金等による収入	3,308,871,569
市町からの建設負担金等による収入	1,370,259,259
前払金の増加額	△ 91,441,173
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,087,323,918</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,402,900,000
一般会計からの繰入金による収入	322,677,724
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,801,494,032
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 75,916,308</u>
資金増加額	1,992,028,570
資金期首残高	1,275,564,394
資金期末残高	<u>3,267,592,964</u>

## 公告

令和 3 年度クリーニング師試験を次のように実施する。

令和 3 年 6 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

### 2 試験

#### (1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

##### ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

##### イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

#### (2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
令和 3 年 9 月 6 日 (月曜日)	午後 1 時 00 分～ 午後 2 時 15 分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町 13 番 50 号 福岡県吉塚合同庁舎 8 階 803 号会議室
	午後 2 時 40 分～ 午後 2 時 50 分	洗濯物の処理に関する技能	

### 3 受験手続及び受付期間

#### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前 6 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 4.5cm 横 3.5cm のもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料 7,000 円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1 部

(イ) 受験票・写真台帳 1 部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1 部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書に限る。）

イ 受験手数料 7,000 円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

#### (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和 3 年 7 月 1 日（木曜日）から同月 16 日（金曜日）まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、北九州市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで、福岡市の各区保健福祉センターにあっては午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和 3 年 7 月 16 日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

### 4 合格発表

合格者の受験番号は、令和 3 年 9 月 28 日（火曜日）午前 9 時 00 分に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示して行うとともに、県ホームペー

ジに掲載することによって行う。

#### 5 その他

- (1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。
- (2) 郵便による受験願書用紙の送付を希望する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）を必ず同封のうえ、令和3年7月5日（月曜日）（必着）までに、生活衛生課に請求すること。
- (3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

---

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 トリアーダMUNAKATA
- (2) 所在地 宗像市光岡286番1 外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
  - ・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
(危機管理課：0940-36-5050、教育政策課：0940-36-5099)
  - ・歩行者の安全確保に十分配慮してください。
  - ・児童生徒の通学に十分注意してください。
  - ・工事中並びに開店後の前面道路駐車禁止の徹底をお願いします。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、廃棄物に係る事項等

（環境課：0940-36-9092）

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。
  - ・ごみ減量及びリサイクルに努めてください。
  - ・ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。
  - ・資源物回収ボックスの設置をお願いします（ボックスは市が貸与）。
- (4) 防災・防犯対策への協力（危機管理課：0940-36-5050）
    - ・駐車場等死角ができないよう街灯等の設置をする等、防犯対策を充分に行ってください。
  - (5) 騒音の発生に係る事項（環境課：0940-36-1421）
    - ・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮してください。
  - (6) 街並みづくり等への配慮等（都市計画課：0940-36-1484）
    - ・建築物等は宗像市景観計画に適合したものとしてください。
    - ・屋外広告物については、設置前に許可を受けてください。路上への設置は道路占用となり、原則許可できません。

---

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグコスモス碓井店
- (2) 所在地 嘉麻市白井字船田339番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
なし

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

新福岡県営住宅総合管理システムに係る機器及びソフトウェア等賃貸借

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（

特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

#### (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和3年6月21日（月曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
新福岡県営住宅総合管理システムに係る機器及びソフトウェア等賃貸借契約
- (2) 調達物品及び数量  
入札説明書のとおり
- (3) 賃貸借期間  
令和4年4月1日から令和10年3月31日
- (4) 納入場所  
入札説明書のとおり

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の部局に提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>) からダウンロードすることにより入手できる。

## 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年7月6日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物件を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 調達物件の販売中止等の理由で規格を変更する場合、納入しようとする物件が入札説明書に示した物件と同等品であることを証明する仕様申立書を、仕様申立書作成要領に従い作成し、令和3年6月28日(月曜日)午後5時00分までに5の部局に提出して確認通知を受けた者

なお、内容に不備又は不明な点があって、5の部局から補正又は説明を求められた場合に、令和3年7月1日(木曜日)午後5時00分までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

## 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県建築都市部県営住宅課管理係(県庁行政南棟7階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3739 (ダイヤルイン)

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

令和3年6月18日(金曜日)から令和3年7月2日(金曜日)までの福岡県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年7月5日(月曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

## 10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁建築都市部会議室(行政南棟地下一階)

(2) 日時

令和3年7月6日(火曜日) 午前10時00分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のす

べてが立会っており、そのすべてが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの。）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの。）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が見積金額（税込み）の100分の

5に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反する者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 政府調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Leasing of the Shin-Fukuoka Prefectural Housing Comprehensive Management System

- (2) Lease period  
April 1, 2022 Period from date to March 31, 2029
- (3) Delivery place  
The designated by the prefecture
- (4) Time Limit for Tender  
5 : 00 PM on July 5, 2021
- (5) Contact Point for the Notice  
Department of Structures and Urban Planning, Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
Tel 092-643-3739

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（3工区・4工区）築上郡築上町大字椎田891番2の一部、891番19の一部、891番21、891番22の一部及び891番23並びにこれらの区域内の水路である町有地の全部
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
築上郡築上町大字椎田891番地2  
築上町長 新川 久三

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
辻垣・道場寺・高瀬土地改良区	令和3年6月9日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩稲留字前田388番1及び388番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島市波多江駅北四丁目11番35-506号  
吉村 幸剛

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（福岡県営土地改良事業辻垣・道場寺・高瀬地区確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市 辻垣・道場寺・高瀬地区	令和3年3月19日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ

り、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
赤谷川流域（朝倉市、朝倉郡東峰村）	令和3年3月12日

### 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市泊土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和3年6月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 就任した理事

氏 名	住 所
岡本 武信	糸島市泊1139番地
藤野 剛司	糸島市泊1175番地1
田中 幸昌	糸島市泊368番地
田中 幸成	糸島市泊1598番地1
田中 輝儀	糸島市泊1174番地
林 一磨	糸島市泊1244番地
箕田 秀義	糸島市泊232番地3

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第126号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和3年6月18日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分  
法第2条第1項第1号に係る警備業務
- 2 講習の種別、期日、時間及び場所  
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和3年9月9日（木）から同年9月17日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- 3 受講定員  
36名
- 4 受講対象者  
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

#### 5 受講申込手続等

- (1) 事前（電話）受付期間  
令和3年8月16日（月）から同年8月18日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間
- (2) 受講申込手続期間  
事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間
- (3) 受講申込手続場所  
北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター
- (4) 必要書類  
ア 必須書類  
警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通  
※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

#### イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

- (ア) 4(1)に該当する者
  - a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）
  - b 履歴書
- (イ) 4(2)に該当する者  
合格証明書（1級）の写し
- (ウ) 4(3)に該当する者
  - a 合格証明書（2級）の写し
  - b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- (エ) 4(4)に該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(5)に該当する者
  - a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し
  - b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- (5) 講習受講手数料  
47,000円  
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (6) 申込方法等  
ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前

受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2日間）に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

#### 6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

#### 福岡県公安委員会告示第127号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和3年6月18日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別  
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和3年9月30日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
令和3年10月1日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員  
各検定15名
- 4 受検資格  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法  
検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

### (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

### (1) 事前（電話）受付期間

令和3年8月23日（月）から同年8月25日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間

### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

### (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

### (4) 必要書類

- ア 必須書類
  - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
  - (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

### イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

### (5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

### (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

#### 福岡県公安委員会告示第128号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和3年6月18日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

施設警備業務2級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和3年11月5日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

15名

#### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 検定申請手続等

##### (1) 事前（電話）受付期間

令和3年10月4日（月）から同年10月6日（水）までの午前9時00分から午後4時00分までの間

##### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

##### (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署

- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料  
16,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

- ※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続き期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。
- エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付  
学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。
- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示第629号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和3年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-〔1-〔2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル〕  
ピペリジン-4-イル〕-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
- (2) 化学名 メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インドール-3-  
カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

## 2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

## 3 施行期日

令和3年6月18日